

原著

はり師きゅう師が関与したわいせつ行為に関する新聞記事の分析

飯村佳織¹⁾ 宮崎彰吾^{1-3)*} 坂部昌明⁴⁾ 萩原明人⁵⁾

- 1) 帝京平成大学大学院健康科学研究科はり灸学専攻 2) 帝京平成大学ヒューマンケア学部
はり灸学科 3) 帝京平成大学東洋医学研究所 4) 明治国際医療大学鍼灸学部鍼灸学科
5) 九州大学大学院医学研究院医療経営管理学

An analysis of newspaper articles on acupuncture-and-moxibustion therapists involved in forcible indecency

IIMURA Kaori¹⁾, MIYAZAKI Shogo^{1-3)*}, SAKABE Masaaki⁴⁾, HAGIHARA Akihito⁵⁾

- 1) Graduate School of Health Science, Teikyo Heisei University, Major of Acupuncture and Moxibustion.
2) Teikyo Heisei University, Faculty of Health Care, Department of Acupuncture and Moxibustion.
3) Teikyo Heisei University, Research Institute of Oriental Medicine.
4) Meiji University of Integrative Medicine, School of Acupuncture and Moxibustion.
5) Kyushu University Graduate School of Medical Sciences, Department of Health Care Administration and Management.

*Corresponding author; Teikyo Heisei University, Faculty of Health Care, Department of Acupuncture and Moxibustion, 2-51-4 Higashiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo, Japan. / Email addresses: s.miyazaki@thu.ac.jp

【要旨】

【はじめに】2002 年から公表されている鍼灸師の行政処分の理由で特に目立つのは「わいせつ行為」であると報道されたにもかかわらず、これまで鍼灸師が関与したわいせつ行為に関する調査は行われていない。そこで、本研究では関連する新聞報道記事を調査し、基礎的な資料を得ることを目的とした。

【方法】新聞記事データベースを使用し、1945 年 12 月 20 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間に全国紙 5 紙に報道された関連新聞記事を抽出した。

【結果】鍼灸師が関与したわいせつ行為に関する事件は、2000 年 4 月以降から年平均 1.6 件（最小 0 件 - 最大 5 件）の頻度で発生し、年平均 3.8 件（0-9 件）の頻度で報道されていた。加害者（被疑者を含む）は全て男性で 50 歳代及び 60 歳代が 6 割以上を占めた。被害届を提出した 24 名は全て女性で 30 歳代が最も多かった（29.2%）。全 18 件の事件のうち、12 件（66.7%）において報道内容が逮捕または起訴までに留まっており、判決まで報道された事件は 5 件（27.8%）、行政処分まで報道された事件は 1 件（5.6%）のみであった。

【考察】鍼灸師が関与したわいせつ行為に関する事件は 2000 年 4 月以降から一定の頻度で報道されているにもかかわらず、鍼灸師の品位を保つために予防策を講じるには不十分な情報しか公表されていないことが判明した。女性患者が安心して鍼灸を受療できるように、鍼灸師が直ちに実施できる対策としては、(1)年齢にかかわらず男性鍼灸師と女性患者とが 2 人きりになる環境をつくらない、(2)胸や下半身を触る際には患者に十分な説明を行い同意を得た上で施術を行う、(3)学会や業団体内に相談・苦情窓口を

設置し、連絡先を記載したポスターを院内に掲載する、などが考えられる。

【結論】患者が安心して鍼灸を受療できるように正確な情報開示をマスコミや厚生労働省に要求することに加え、学会や業界としても対策を講じるための詳しい調査を行うことが望ましい状況であることが判明した。

キーワード：医療倫理、行政処分、新聞記事、わいせつ行為、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

Key words: Ethics, Administrative sanction, Newspaper article, Forcible Indecency, Act on Practitioners of Massage-Finger Pressure-Acupuncture and Moxibustion-etc.

【はじめに】

はり師、きゅう師の品位を保ち、間接的に公衆衛生上の水準を維持しようとする趣旨により昭和 22 (1945) 年に公布された「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、あはき師法）」の第 3 条のうち、第三号「罰金以上の刑に処された者」または第四号「あん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの業務に関し、犯罪又は不正行為があつた者」に該当する者に対して、あはき師法第 9 条により厚生労働大臣は期間を定めてその業務を停止し、またはその免許を取り消す（行政処分）ことができる¹⁾。

行政処分は、あはき師法が公布されて以来、各都道府県衛生主管部により行われていたが、平成 4 (2002) 年 10 月 1 日から国が対応することとなり、各都道府県衛生主管部は部内で生じたあはき師法第 3 条各号に該当すると思慮される新聞情報等を厚生労働省まで報告することになった⁴⁾。また、同年より国民からの情報公開請求^{2,3)}を受けてその内容が公表されることとなり、はり師、きゅう師に対する行政処分において、特に目立つ理由は「わいせつ行為」であると報道^{5,6)}された。

こうした報道を受けて、鍼灸業界は直ちに事件の再発を防止するための対策を講じ、その取り組みを社会に発信することが望ましいと思われるが、業界内で問題になることも少なく、はり師、きゅう師が関与したわいせつ行為や行政処分に関する調査は全く行われていないため、事件数やその処分内容、報道件数などは不明である。さらに、マスメディアによって公表された報道は、国民の意識（社会意識）に大きく影響し⁷⁾、患者を不安に

させたり、不信を招いて鍼灸の受療機会を奪う誘因となる可能性も考えられる。実際に、鍼治療による死亡事故の報道後は患者数が減っている印象がある⁸⁾、との報告もある。

そこで本研究では、はり師、きゅう師が関与したわいせつ行為に関する新聞報道記事を調査し、基礎的な資料を得ることを目的とした。

【方法】

新聞記事データベース⁹⁾を使用し、1945 年 12 月 20 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間に全国紙 5 紙（朝日新聞、産経新聞、日経新聞、毎日新聞、読売新聞）に報道された新聞記事を対象に、(しきゅう OR 鍼 OR 針 OR 灸 OR はり師 OR きゅう師) AND (猥褻 OR わい褻 OR 猥せつ OR わいせつ OR みだら) の式で検索し、167 件の記事を抽出した。

また、同様に、(鍼 OR 灸 OR 針師 OR はり師 OR きゅう師) AND (行政処分) の式でも検索し、11 件の記事を抽出した。

【結果】

新聞記事データベース⁹⁾により抽出された 167 件の新聞記事を、6 人の評価者によって、はり師またはきゅう師が関与したわいせつ行為に関する報道に該当するか評価した。その結果、167 件中 39 件が該当し、加えて、わいせつ行為が発生した場所の名称に「はり」または「きゅう」が含まれた報道が 2 件、「はり」または「きゅう」施術中にわいせつ行為が発生した報道が 1 件該当した。以上を合わせた 42 件の報道、18 件の事件の年次推移を図 1 に示す。2000 年 3 月以前には全く報道されていなかったが、2000 年 4 月以降は年平均 3.82

件（最小 0 件—最大 9 件）の頻度で関連記事が報道されており、実際の事件は年平均 1.64 件（最小 0 件—最大 5 件）の頻度で発生していると報道されていた。

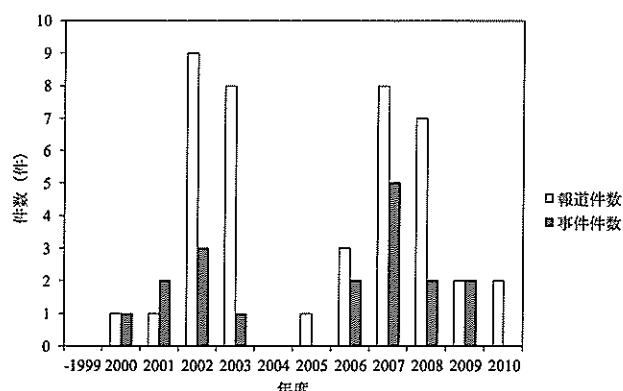


図 1 はり師・きゅう師が関与したわいせつ行為に関する報道件数および事件件数の年次推移

各事件の詳細について表 1*に示す¹⁰⁻⁵¹⁾。事件内容は刑法 178 条の準強制わいせつ及び準強姦罪（疑いを含む）が 15 件で、刑法 176 条の強制わいせつ罪（疑いを含む）が 2 件、強制わいせつ致傷罪で起訴された事件が 1 件であった。発生場所に鍼（はり）または灸（きゅう）が含まれる事件は 8 件（44.4%）のみであった。加害者（被疑者を含む）は全て男性で、事件発生時の年齢が 30 歳代が 3 名、40 歳代が 3 名、50 歳代が 7 名、60 歳代が 4 名、70 歳代が 1 名で、平均年齢は 52.56 ± 10.84 （平均土標準偏差）歳であった。被害者（被害届を提出した者）は計 24 名で 20 歳未満（小児を含む）が 4 名、20 歳代が 5 名、30 歳代が 7 名、40 歳代が 2 名、年齢不明が 6 名であった。

表 1 に新聞報道記事の要約を示す。18 件の事件の経緯をまとめると、全事件について報道されていた事件発生日から初回報道日までは 163.44 ± 264.06 日（最短 5 日—最長 1,176 日）で、このうち 13 件（72.2%）は逮捕翌日までに報道されていた。判決が報道された 5 件について、事件発生日から判決までは 449.20 ± 430.05 （最短 85—最長 1,278）日であった。行政処分が報道された 1 件について、事件発生日から行政処分執行日までは 1,247 日であった（表 2）。

* の表 1 と表 4 は論文の最後に掲載。

10 件（55.6%）については被疑者が容疑を否認していると報道されたまま結末が不明であった（事件番号 2, 7, 8, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18.）。

表 2 事件発生日からの経緯

事件経過	記事に掲載された事件件数 (%)	事件発生日からの平均日数（最短日数—最长日数）
逮捕まで	14 (77.8%)	165.2 (4—1,175)
起訴まで	2 (11.1%)	169.0 (64—274)
初公判まで	3 (16.7%)	105.0 (73—124)
一審判決まで	5 (27.8%)	449.2 (85—1,278)
控訴審判決まで	1 (5.6%)	551.0
行政処分まで	1 (5.6%)	1247.0

表 3 に判決が報道された 5 件（27.8%）の事件番号、判決などを示す。この 5 件について行政処分の内容が判断できる報道は 1 件もなかった。

表 3 判決が報道された 5 件について

事件番号	判決	備考
3	準強制わいせつ罪	懲役 2 年 6 月、執行猶予 3 年
5	準強制わいせつ罪	懲役 3 年 県鍼灸マッサージ師会会長
6	強制わいせつ罪と詐欺罪	懲役 8 年 被害者 6 名
9	準強制わいせつ罪	懲役 3 年 被害者 2 名
14	準強制わいせつ罪	懲役 3 年、保護観察付き執行 猶予 5 年

行政処分に関して抽出された 11 件の新聞記事のうち、はり師またはきゅう師に対する行政処分に関する報道は 3 件⁵²⁻⁵⁴⁾のみであった。そのため一般紙（42 紙）にも検索範囲を広げたところ、更に 13 件の記事が抽出された。合計 24 件のうち、はり師またはきゅう師に対する行政処分に関する新聞記事は 7 件^{5,6,55,56)}であった（表 4）*。

わいせつ行為にて行政処分の対象となったはり師またはきゅう師に関する報道は、準強制わいせつ罪で免許取り消し⁵²⁾、準強制わいせつの疑いで逮捕された事件番号4が業務停止1年の全2件であった⁵³⁾。

【考察】

当然ながら新聞報道件数は実際の事件数を正確に反映しているものではなく、さらに本研究では主に全国紙を対象に調査したため、得られた結果は氷山の一角を示しているに過ぎない。また、性犯罪は被害者からの告訴がなければ公訴を提起することができない親告罪（刑法180条）であり、その申告率は13.3%程度⁵⁷⁾であることから、実際には約8倍以上発生している可能性が示唆された。

本研究で判明した年平均1.64件という新聞で報道された事件発生頻度は、最も代表的かつ深刻な有害事象である気胸に関する新聞記事が全国紙で同期間に報道される年平均0.36件((鍼 OR 針 OR はり) AND (気胸 OR 息苦))の式で検索)という頻度を大きく上回ることから、気胸やその他の有害事象と同様に予防策を講じるため、より詳細な調査を行う必要があることに議論の余地はないと考えられる。

しかし、今回の調査から情報が断片的にしか得られない現状であることが判明した。例えば、半数以上の事件はわいせつ行為を受けたとする患者が被害届を警察に提出して被害を申告し、警察による捜査が開始され、警察官が被疑者であるはり師、きゅう師を逮捕した、という経緯までしか報道されておらず、判決や処分については報道されていなかった。さらに、被疑者が容疑を認めていないと報道されているため、実際の事件の処分がどのようになったのか不明のままであり、仮に、一般施術行為であったのに患者が勘違いしていたり、あるいは狂言⁵⁸⁾であった場合には、多くの鍼灸師が同じ状況に遭遇する可能性が示唆される。また、「女性患者の腰を治療中、下半身を触った(事件番号14⁴⁴⁾」や、「冷え症の治療に来た女性の下半身を触った(事件番号11^{38,39)}」という記事内容では、教科書⁵⁹⁾に掲載されている腰痛の治療経穴

である環跳(GB30)、陽陵泉(GB34)などや、冷え症の治療経穴である次髎(BL32)、三陰交(SP6)なども「下半身」にあるため、わいせつ行為を行っていないはり師、きゅう師が患者から誤解を受ける可能性が考えられる。そこで、例えば事件番号14⁴³⁾のように「患者の女性の陰部を腰の治療中にさわった」といったように正確に記事を記載することや、判決時に経緯を報道する、あるいは逮捕時の記事には朝日新聞¹⁷⁾の「A容疑者」のように被疑者を特定できる記載を避けることなどをマスメディアに要求する必要があると考えられる。

加えて、はり師、きゅう師に対する行政処分に関する報道内容は、表4に示す通り2002年11月の初公表時には処分内容、資格、氏名、年齢、所属機関の所在地、所属機関名、罪名が記載されたにもかかわらず、2006年からは氏名、所属機関名、罪名（一部）が削除され、2011年には所属機関の所在地を含めた個別の処分内容が全く記載されなくなった。また、厚生労働省のホームページ⁶⁰⁾では、医師及び歯科医師に対する行政処分は2001年5月30日から2011年9月29日までに25回の医道分科会の議事要旨が公表され（2012年3月14日現在）、2004年7月12日から2012年1月25日までに10回の保健師助産師看護師分科会看護倫理部会の議事要旨が公表され、理学療法士作業療法士倫理部会では2010年3月18日及び2011年4月21日の2回の理学療法士作業療法士倫理部会の議事要旨が公表されているが、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会は2005年10月3日及び2009年8月28日の2回開催されたものの行政処分についての答申がされたとの記載はない。これらの現状は、はり師、きゅう師の品位を保つとする行政処分の趣旨にそぐわないため、情報の透明性を高めることを厚生労働省に要求したい。公平で正確な情報が得られた後、一般的な性犯罪や他の医療関係者との比較を行うことにより、はり師きゅう師における特異性についても検討が可能になると思われる。

また、学会や業界としても、こうした事件を未然に防ぐとともに患者に不安を与えないように、

事件の発生状況を詳細に調査して対策を講じ、業界全体で取り組むことが望まれる。

例えば、わいせつ行為により行政処分となった医師や歯科医師では30歳代以下が最多であった⁶¹⁾のに対して、はり師、きゅう師では50歳代が最も多いことが本研究により明らかになった。また、はり師、きゅう師の約8割以上が男性で、鍼灸療法を受けることのできる施術所のうち約半数において治療従事者が1人⁶²⁾である現状から、直ちに実施できる対策としては、(1)年齢にかかわらず男性施術者と女性患者が2人きりになる環境をつくりないことや、(2)胸や下半身を触る際には患者に十分な説明を行い同意を得た上で施術を行う(インフォームドコンセント)、(3)既に企業等で取り組まれているセクシュアルハラスメント防止対策⁶³⁾に準じて、学会や業団体内に相談・苦情窓口を設置し、連絡先を記載したポスターを院内に掲載する、などが考えられる。

さらに、鍼灸師は他の患者と同じように身体に接触したつもりでも、患者によっては全く異なる印象を受ける場合があると考えられる。例えば、心身症の患者に広くみられるアレキシシミアの患者は触診に対して過敏に反応したり⁶⁴⁾、他者からの身体接触に対して幼少期に両親から受けた身体接触量が多いと答えた大学生は「親しみ」や「励まし」という肯定的な印象を抱いたのに対して、少ないと答えた大学生は「緊張した」といった否定的印象を抱いた、といった事例が報告されている⁶⁵⁾ため、より慎重な医療面接を行う必要がある。さらには、患者と医療従事者間には同一語に対する意味の理解にずれがあると指摘されている⁶⁶⁾ため、はり師、きゅう師が検査や治療の際に患者の身体に触れる前に言葉だけでなく視覚的な情報(図示やジェスチャーなど)も患者に与えてインフォームドコンセントを得ることにより、より良いコミュニケーションが築けると考えられる。

【結論】

本研究では、はり師、きゅう師に対する行政処分で特に目立つ理由は「わいせつ行為」であると報道されたことを受けて、事件の再発防止対策を

講じるための基礎的な資料を得ることを目的として新聞記事データベースを使用し、1945年12月20日から2011年3月31日までに全国紙5紙に報道された新聞記事を対象に、はり師またはきゅう師が関与したわいせつ行為に関する報道を抽出した。その結果、年平均1.64件(最小0件—最大5件)の頻度で事件が発生していると報道されており、直ちに対策を講じる必要があることが判明した。また、その内容は限定的で患者に誤解を与える可能性があることから、患者が安心して鍼灸を受療できるように正確な情報開示をマスコミや厚生労働省に要求することに加え、学会や業界としても対策を講じるための詳しい調査を実施することが望ましい状況であることが判明した。

【謝辞】

本研究に際してご助力いただいた大口貴弘氏、宅見拳氏、中久佳駿氏、新津良考氏に深く感謝申し上げます。

文献

- 1) 社団法人東洋療法学校協会、医歯薬出版株式会社(編) .前田和彦(監) .関係法規(第6版) .医歯薬出版.2008:29.
- 2) 樋口範雄.医療の周りの法律について.日本放射線技術学会雑誌.2008;64(1):105-7.
- 3) 東京新聞夕刊.柔整師から不正請求経験契機に「情報公開を」.2002年10月22日.11面.
- 4) 医療法制研究会(編) .医療六法(平成21年版) .東京.中央法規.2009:1931.
- 5) 熊本日日新聞朝刊.はり師ら23人、厚労省が処分 わいせつ行為など.2006年2月9日.28.
- 6) 下野新聞.マッサージ師ら21人を行政処分／わいせつ行為目立つ.2011年2月2日.4.
- 7) Gerbner G, Gross L. Living with television: The Violence Profile. J Commun. 1976;26(2): 173-99.
- 8) 小川卓良.卒後教育と免許更新制で全体のレベルアップを図る.医道の日.2010;69(5): 30-1.
- 9) 日本経済新聞デジタルメディア.日経テレコーン21. <http://t21.nikkei.co.jp/>
- 10) 田上昇.毎日新聞(地方版).横須賀・しんきゅ

- う院強制わいせつ 起訴事実を否認.2000 年 9 月 9 日.27.
- 11) 毎日新聞(地方版).治療中にわいせつ行為をした容疑でマッサージ師を逮捕.2002 年 2 月 6 日.21.
- 12) 東京読売新聞.朝刊.秋田のわいせつマッサージ師を起訴.2002 年 6 月 4 日.30.
- 13) 東京読売新聞.朝刊.治療客にわいせつ、針きゅう師に有罪.2002 年 7 月 16 日.32.
- 14) 西部読売新聞.朝刊.針きゅう師を逮捕 準強制わいせつの疑い.2002 年 11 月 7 日.30.
- 15) 東京読売新聞.朝刊.県針きゅうマッサージ師会長、準強制わいせつ容疑.2003 年 1 月 9 日.26.
- 16) 每日新聞(地方版).準強制わいせつの疑い、容疑者を逮捕.2003 年 1 月 9 日.
- 17) 朝日新聞.朝刊.鍼灸指圧師が準強制わいせつ容疑.2003 年 1 月 9 日.27.
- 18) 每日新聞(地方版).女性にみだらな行為 県鍼灸マッサージ師会長起訴.2003 年 1 月 29 日.19.
- 19) 東京読売新聞.朝刊.準強制わいせつ罪で起訴の元会長を除名 県針きゅうマッサージ師会.2003 年 3 月 11 日.32.
- 20) 每日新聞(地方版).わいせつ行為の前会長、除名処分.2003 年 3 月 11 日.23.
- 21) 東京読売新聞.朝刊.準強制わいせつ事件 被害女性が民事訴訟 針きゅう指圧師相手に賠償請求.2003 年 4 月 19 日.28.
- 22) 東京読売新聞.朝刊.元針きゅう会長に実刑地裁判決、患者にわいせつ「悪質」.2003 年 5 月 1 日.
- 23) 大阪読売新聞.朝刊.強制わいせつ容疑の被告女児にも同様行為 きょうにも再逮捕.2003 年 4 月 17 日.
- 24) 大阪読売新聞.朝刊.強制わいせつ容疑で針きゅう師再逮捕.2003 年 4 月 18 日.
- 25) 大阪読売新聞.朝刊.わいせつ事件の針きゅう師 療養費水増し請求も 容疑で再逮捕.2003 年 10 月 26 日.35.
- 26) 大阪読売新聞.朝刊.療養費詐取針きゅう師 38 人分 160 万円も不正受給 容疑で追送検へ.2003 年 12 月 8 日.
- 27) 大阪読売新聞.朝刊.針きゅう師療養費詐取被害全額返還請求へ.2003 年 12 月 9 日.37.
- 28) 大阪読売新聞.朝刊.療養費詐取ほぼ認める.2004 年 1 月 23 日.31.
- 29) 大阪読売新聞.朝刊.治療名目でわいせつ 針きゅう師に懲役 8 年 地裁判決.2005 年 12 月 15 日.35.
- 30) 朝日新聞.夕刊.治療装い、わいせつ容疑 全国展開の整体院代表、大阪府警逮捕へ.2006 年 9 月 4 日.15.
- 31) 産経新聞(大阪).朝刊.治療と称してわいせつ行為 しんきゅう師逮捕.2006 年 9 月 5 日.29.
- 32) 東京読売新聞.朝刊.患者にわいせつ行為の針きゅう師を逮捕.2006 年 11 月 14 日.35.
- 33) 每日新聞(地方版).由利本荘のしんきゅう師わいせつ:被告、全面的に否認—初公判.2007 年 4 月 19 日.23.
- 34) 每日新聞(地方版).由利本荘のしんきゅう師わいせつ:被告に懲役 5 年を求刑.2007 年 12 月 6 日.23.
- 35) 每日新聞(地方版).由利本荘のしんきゅう師わいせつ:接骨院経営者に実刑—地裁判決.2008 年 1 月 31 日.23.
- 36) 每日新聞(地方版).由利本荘のしんきゅう師わいせつ:懲役 3 年支持し、被告の控訴棄却.2008 年 6 月 19 日.21.
- 37) 東京読売新聞.朝刊.準強制わいせつ容疑で針きゅう師逮捕.2007 年 5 月 17 日.
- 38) 朝日新聞.朝刊.女性患者を触った疑い 左京区のはり・きゅう師逮捕.2007 年 8 月 22 日.
- 39) 大阪読売新聞.朝刊.わいせつ容疑で整骨院長を逮捕 府警など.2007 年 8 月 22 日.33.
- 40) 每日新聞(地方版).わいせつ:治療の女性へ容疑で鍼灸師逮捕.2007 年 10 月 23 日.23.
- 41) 大阪読売新聞.朝刊.患者にわいせつ行為 鍼灸院経営者を逮捕.2007 年 10 月 23 日.31.
- 42) 每日新聞(地方版).準強制わいせつ:佐倉の婦人科医と大網白里のしんきゅう師、容疑で

- 逮捕.1月 31 日.23.
- 43) 東京読売新聞.朝刊.準強制わいせつ 鈎きゅう師に 3 年求刑 地裁初公判.5 月 29 日.35.
- 44) 東京読売新聞.朝刊.準強制わいせつ 鈎きゅう師、有罪.2008 年 6 月 10 日.35.
- 45) 東京読売新聞.朝刊.札幌の整復師、わいせつ行為で逮捕.2008 年 7 月 30 日.31.
- 46) 朝日新聞.朝刊.治療装いわいせつ容疑.札幌南署が柔道整復師を逮捕.2008 年 7 月 30 日.30.
- 47) 朝日新聞.朝刊.準強制わいせつ容疑で鍼灸師を逮捕 延岡.2008 年 9 月 9 日.27.
- 48) 朝日新聞.朝刊.準強制わいせつ容疑で鍼灸師の男を逮捕.2010 年 1 月 20 日.29.
- 49) 每日新聞(地方版).わいせつ行為:診療と称し下着姿に…容疑の鍼灸師逮捕.2010 年 1 月 20 日.21.
- 50) 産経新聞(東京).朝刊.マッサージ治療中、下半身触った疑い 65 歳鍼灸師を逮捕.2011 年 1 月 27 日.23.
- 51) 每日新聞(地方版).準強制わいせつ:マッサージ店経営者を逮捕 治療と称し客の下半身触った疑い.2011 年 1 月 27 日.25.
- 52) 朝日新聞.朝刊.はり・きゅう、指圧師の行政処分を初公表 厚生労働省.2002 年 11 月 14 日.37.
- 53) 每日新聞.朝刊.柔道整復師ら処分を初公表療養費の不正請求など——厚生労働省.2002 年 11 月 14 日.26.
- 54) 每日新聞(大阪).朝刊.療養費を不正受給、柔道整復師らの処分を初めて公表——厚生労働省.2002 年 11 月 14 日.2.
- 55) 北海道新聞.朝刊.マッサージ師ら 23 人を行政処分.2006 年 2 月 9 日.32.
- 56) 中国新聞.朝刊.広島の放射線技師ら処分.2006 年 2 月 9 日.28.
- 57) 法務省.平成 20 年版犯罪白書／第 5 編／第 1 章／第 2 節／2 第 3 回調査の結果／(3) 被害態様別犯罪被害の経年比較／5-1-2-4 表 被害態様別被害率・被害申告率(過去 5 年間)の経年比較.
<http://hakusyo1.moj.go.jp/55/image/image/h005001002004h.jpg> 2012 年 3 月 30 日検索.
- 58) 鈴木亜英.痴漢事件—沖田事件.刑事弁護.2003;35:67-71.
- 59) 教科書執筆小委員会.東洋医学臨床論くはりきゅう編>.初版.東京.医道の日本社. 1993:111-3.
- 60) 厚生労働省.厚生労働省関係審議会議事録等医道審議会.
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f8x.html> 2012 年 3 月 30 日検索.
- 61) 高橋登世子, 小室歳信, 野上宏明, 堤博文, 向山レイ, 綱干博文. 医師、歯科医師に対する行政処分の分析(第 4 報).犯罪学雑誌. 2007; 73(4):91-107.
- 62) 小川卓良,形井秀一,箕輪政博,社団法人全日本鍼灸学会.第 5 回現代鍼灸業態アンケート集計結果【速報】.医道の日.2011;70(8): 191-224.
- 63) 厚生労働省.職場におけるセクシュアルハラスメントの実効ある防止対策の徹底について.
<http://www.mhlw.go.jp/topics/0102/tp0226-4.htm> 2013 年 4 月 17 日検索.
- 64) Sivic T. Alexithymia and hypersensitivity to touch and palpation. Integrative Physiological and Behavioral Science.1993;28(2):130-6.
- 65) 山口創.子供の「脳」は肌にある.初版.東京.光文社新書.2004:71-4.
- 66) 梅津和子,萩原明人,信友浩一.医療コミュニケーションを妨げる曖昧な言語表現について:用語の理解に関する調査.医療と社会.2003;13(3):103-19.

表1 新聞報道記事の要約

事件番号	犯罪類型 (疑いを含む)	発生場所	加害者 (被疑者を含む)	被害者	記事内容	事件経過
1 ¹⁰⁾	強制わいせつ致傷	しんきゅう院	60歳男性	33歳女性	わいせつな行為をしたうえ全治約2週間のけがを負わせた。	2000年5月13日事件発生 2000年9月8日初公判(「治療は行ったが、わいせつな行為はしていない」と起訴事実を全面的に否認した。)
2 ¹¹⁾	強制わいせつ容疑	マッサージ治療院	マッサージ師 54歳男性	45歳女性	全身に治療針約20本を打って動けなくした上で、下半身を触るなどした疑い。	2002年2月1日事件発生 2002年2月5日逮捕
3 ^{12,13)}	準強制わいせつ罪	治療院	針灸マッサージ師 37歳男性	25歳女性	腰痛の治療で治療院を訪れた女性にわいせつな行為をした。	2001年9月2日事件発生 2002年6月3日起訴 2002年7月15日判決[懲役2年6月、執行猶予3年(求刑・懲役2年6月)]
4 ¹⁴⁾	準強制わいせつ の疑いで逮捕	不明	針きゅう師 60歳男性	18歳女性	治療していた際、胸を触った疑い。	2002年9月24日事件発生 2002年11月6日逮捕 2006年2月9日行政処分(業務停止1年)
5 ¹⁵⁻²²⁾	準強制わいせつ罪	針きゅう治療院	針きゅう指圧師(県 針きゅうマッサージ 師会会長) 44歳男性	32歳女性	マッサージを施すように装ってみだらな行為をした。同様の行為を数回繰り返していたと見られる。	2002年11月25日ごろ事件発生 2003年1月8日逮捕 2003年1月28日地裁に起訴

						2003年2月23日鍼灸師会除名
						2003年4月18日損害賠償請求 (慰謝料6,290万円)
						2003年4月30日判決〔懲役3年(求刑・懲役4年)〕
6 ^{23,29)}	強制わいせつ罪	整骨院	柔道整復・ 針きゅう師	女兒(当時小学3年) 30歳男性	治療名目で女性6人にわいせつ行為 や高校生、大學生ら	2002年6月頃から2003年3月下旬にかけて事件発生 2003年4月17日再逮捕 2003年10月25日(詐欺容疑で再逮捕) 2004年1月22日初公判 2005年12月14日判決〔強制わいせつと詐欺などの罪で懲役8年(求刑・懲役12年)〕
7 ^{30,31)}	準強制わいせつ と医師法違反 (無資格医業)	しんきゅう師 (整体院代表)	22歳 女性	58歳男性	「尾骨が曲がっている。今、治さないと、とんでもないことになる」などと言い、下着を脱がせて下半身を触るなど、医師の資格がないのに医療行為をした疑い。	2006年7月1日および10日事件発生 2006年9月4日逮捕(容疑を否認している)
8 ³²⁾	準強制わいせつ容 疑 で逮捕	針きゅう等 マッサージ 室内	針きゅう師 47歳男性	19歳 女性	施術中に下半身を触るなど、わいせつな行為をした疑い。	2003年8月26日と28日事件発生 2006年11月13日逮捕(「施術の一つ」として容疑を否認している)

9 ^{33,36)}	準強制わいせつ	接骨院	しんきゅう師 55歳	2人の女性	肩やふくらはぎの痛みを訴えた2人の女性の施術中、下半身に指で触るなどわいせつな行為をした。 ふくらはぎの痛みを訴える女性の施術中、女性のスカートをめくり上げてわいせつな行為をしたほか、肩の痛みを訴える別の女性の施術中、「肩が痛い人は股関節も痛い」などと言って2回にわたりわいせつな行為をした。	2006年12月および2007年1月事件発生 2007年4月18日初公判 2008年1月30日判決〔懲役3年(求刑・懲役5年)〕 2008年6月18日控訴審判決〔懲役3年(一審判決を支持)〕
10 ³⁷⁾	準強制わいせつの疑いで逮捕	診療所	針きゅう師 70歳男性	22歳女性	足を治療する名目で、女性の下腹部を触るなどわいせつな行為をした疑い。容疑者は「ここを触ると痛みの原因が分かる」と説明したという。	2007年5月2日事件発生 2007年5月16日逮捕(容疑を認めている)
11 ^{38,39)}	準強制わいせつ容疑で逮捕	鍼灸整骨院	はり・きゅう師 男性34歳	34歳女性	マッサージなどの施術中、下腹部を触るなどした疑い。	2007年6月7日事件発生 2007年7月告訴 2007年8月21日逮捕
12 ^{40,41)}	準強制わいせつ容疑で逮捕	鍼灸院	鍼灸師 男性	48歳女性	上半身や下半身を触るなど、わいせつな行為をした疑い。	2007年9月19日事件発生 2007年10月22日逮捕(「上半身は治療のため触った」と一部否認)
13 ⁴²⁾	準強制わいせつ容疑で逮捕	不明	しんきゅう師 男性69歳	31歳女性	治療と称して下半身を触るなどのわいせつ行為をした疑い。	2008年1月11日事件発生 2008年1月30日逮捕
14 ^{43,44)}	準強制わいせつ罪	整骨院	針きゅう師 男性54歳	47歳女性	陰部を腰の治療中さわったなど。	2008年3月16日事件発生 2008年5月28日初公判

						2008年6月9日判決
						懲役3年、保護観察付き執行猶予5年(求刑・懲役3年)
15 ^{45,46)}	準強制わいせつ の疑いで逮捕	鍼灸整骨院	整復師 54歳男性	35歳 女性	治療と偽り、胸をもむなどのわいせつ行為をした疑い。	2008年5月17日事件発生 2008年7月29日逮捕(容疑の一部を否認している)
16 ⁴⁷⁾	準強制わいせつ の疑いで逮捕	針きゅう院	針きゅう師 51歳男性	30歳代 女性	胸を触るなどのわいせつ行為をした疑い。	2008年4月初旬事件発生 2008年9月8日逮捕(「施術行為だった」と否認している)
17 ^{48,49)}	準強制わいせつ容 疑	鍼灸院	鍼灸師 男性56歳	29歳 女性	診療と称して下着姿にさせ、わいせつな行為をしたとしている(日本不妊カウンセリング学会から不妊カウンセラーの認定を得ている)。	2010年1月8日事件発生 2010年1月19日逮捕(「服を脱がせたのは事実だが、治療行為の一環」と容疑を否認している)
18 ^{50,51)}	準強制わいせつ の疑いで逮捕	指圧・マッサージ店	マッサージ・鍼灸師 65歳男性	20代 女性	治療中に、下着を脱がせて、下半身を触るなどのわいせつ行為。	2010年3月13日事件発生 2010年10月警察に被害届を提出 2011年1月26日逮捕(「治療行為だ」と容疑を否認している)

表4 はり師またはきゅう師に対する行政処分に関する新聞記事

公表日	被処分者	処分内容	記事内容（具体例）
2002年 11月13日 52・54)	はり・きゅう、指圧師の行政処分を初公表	犯罪や不正行為をしたはり・きゅう師、あんまマッサージ指圧師ら3人を免許取り消し、柔道整復師や救急救命士、歯科技工士ら20人を5年から1カ月の業務停止	処分内容、資格、氏名、年齢、所属機関の所在地、所属機関名、罪名（あんまマッサージ指圧師、はり・きゅう師〇〇〇〇(49)=東京都清瀬市、〇〇治療院、準強制わいせつ罪）
2006年 2月8日 5,55,56)	有罪判決が確定したり、療養費を不正に請求したりしたマッサージ師や、はり師ら23人。	処分は2006年2月22日付で免許取り消し4人、業務停止17人、名称使用停止2人。 患者の女性らへのわいせつ行為が7人と目立つ。	処分内容、資格、年齢、所属機関の所在地、罪名（一部） (〇〇市〇〇区の接骨院のはり師(36)は免許取り消し。治療に来た女子高生にわいせつな行為を行った〇〇市〇〇町のはりきゅう師(64)も業務停止1年の処分を受けた。)
2011年 2月1日 ⁶⁾	患者へのわいせつ行為で有罪判決が確定するなどしたマッサージ師ら21人 処分者の大半はマッサージ師、はり師、柔道整復師ら。	処分は2011年2月15日付で、免許取り消し8人、業務停止12人、名称使用停止1人。 患者へのわいせつ行為が7人と目立ち、いずれも免許取り消し処分になった。	処分内容、資格、年齢、罪名（はり師又はきゅう師の具体例はなし）

一部、個人名を特定できる内容は修正した。